

リフィル処方箋について

対象 1枚の処方箋で、複数回、同じ内容の薬剤が受け取れるリフィル処方箋があります。患者さん全員が対象になるわけではなく、病状の安定している患者さんのみが対象となります。リフィル処方箋の総使用回数は3回までです。医師の判断で2回までとなることもあります。

期間 リフィル処方箋の1回目の使用期限は通常の処方箋と同様に発行日を含めて4日以内です。これを過ぎると薬を受け取ることはできません。調剤後、次回の調剤予定日を記入した処方箋が戻ってきますので、次回薬局に行くまで保管しておく必要があります。途中でなくしてしまった場合は、薬を受け取れません(コピーでは受け取れません)。

2・3回目の薬の受取日は、「調剤予定日の前後7日以内」となっています。この期間以外では薬を受け取れません。総使用回数の調剤が終わった処方箋は薬局で保管しますので、患者さんには戻ってきません。

例えば、1回目の薬の受取日が4月15日で処方日数が30日の場合、次回調剤予定日が5月15日、薬剤受取可能日が5月8日～5月22日までとなります。

受取 リフィル処方箋は毎回同じ保険薬局で調剤を受けるべき(継続的な薬学的管理指導のため)となっていますのでご注意ください。

リフィル処方箋を受け取っていても気になる症状や体調変化がある場合は医師の診察を受けることが可能です。保険薬局の薬剤師が患者さんの服薬状況などを確認してリフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合は調剤を行いません。

